



みたけのええもんを募集します

受付期間

令和3年8月2日（月）～8月20日（金）

申請対象

食品（菓子類、飲料、麺類、加工食品類、生鮮食品類、酒類）及び工芸品など
※食品を「ええもん部門」、工芸品を「たからもん部門」として募集します。

スケジュール

【一次審査会】 9月8日（水）午後2時～ ※詳細は別途ご案内いたします
申請者が商品のプレゼンテーションをおこない、審査委員が審査をします



【二次審査会】 9月21日（火）午前10時30分～ ※一次審査通過者のみ
町長が審査をし、認定の可否を決定します



【認定証交付式】 10月1日（金）午前10時30分～
町長より認定証を交付します

申請条件

一次審査会への出席と試食品や見本品の提供

申請用紙

町ホームページから直接ダウンロードしていただくか、4地区公民館、
まちづくり課（役場本庁2階）でも入手できます。

申請方法

郵送(8/20(金)必着)またはまちづくり課窓口まで直接お持ちください。

町内で製造・生産された食品、
歴史や自然、伝統など町への
こだわりがある工芸品などを
募集しています！みなさまの
ご応募お待ちしております！



みたけのええもん認定の5つのメリット

- ① 商品の価値を高めることができます。
- ② 町の無料休憩所「御嶽宿わいわい館」や町内外のイベントで販売ができます。
※一部販売できないものもございます。
- ③ パネルなどを店に置くことができ、PR効果が期待できます。
- ④ パンフレットやWEBなど、各種媒体が活用できます。
- ⑤ 認定の登録費はかかりません！



町内外のイベントに出店



観光パンフレットへの掲載



PRパネルの作成

問い合わせ 御嵩町役場 まちづくり課 まちづくり推進係
電話 0574-67-2111（内線 2245）